

医推第3560号
令和6年3月25日

(公社)岡山県医師会長
(一社)岡山県病院協会
(一社)岡山県歯科医師会長

} 殿

岡山県保健医療部医療推進課長

医療法第25条第1項に基づく立入検査の実施上の留意事項について
(面接指導の実施、勤務間インターバル及び代償休息の確保)

保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、別添写しのとおり、厚生労働省医政局医事課医師等医療従事者働き方改革推進室から事務連絡がありましたので、貴会所属の会員への周知方をお願いします。

また、本通知につきましては、次のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

なお、本事務連絡を受けての岡山県医療機関立入検査要綱等の改正については、別途お知らせします。

記

(ホームページ)

【岡山県保健医療部からの医療安全情報等のお知らせ】

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>